

記者発表（資料配布）		本紙を含めA4：1枚	
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
平成26年7月3日（木） 午前10時00分	総務課 総務人事室	0790-82-2549	総務人事室長 小林 実 （副室長 山田裕彦）

件 名：町職員の募集について

佐用町では、次のように平成27年4月1日採用予定の職員を募集しています。

記

1. 募集人員

- 一般行政職（初級職）事務職 2名
- 一般行政職（初級職）保育士 4名

2. 受験資格

高校卒業または平成27年3月高校卒業見込みのかたで、昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれたかた。ただし、保育士は、保育士資格所有者または平成27年3月までに取得見込みのかたに限ります。

3. 試験の日時場所

第1次試験 日 時 平成26年9月21日（日）午前10時から午後2時30分
場 所 佐用町コミュニティ防災センター（佐用消防署内）
試験科目 教養試験、作文試験

※第2次、3次試験については別紙参照のこと

4. 受験手続

平成26年8月8日（金）までに所定の受験申込書を総務課 総務人事室 に提出してください

5. 問合せ先

総務課総務人事室 TEL 82-2549

佐用町職員採用候補者試験公告

平成 26 年 7 月 1 日
佐 用 町 役 場

下記のとおり、佐用町職員採用候補者試験を行いますのでお知らせします。

記

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

(1) 試験職種

- ア 一般行政職（初級職）事務職
- イ 一般行政職（初級職）保育士

(2) 採用予定人員

- ア 一般行政職（初級職）事務職 … 2名
- イ 一般行政職（初級職）保育士 … 4名

(3) 受験資格

高校を卒業しているかた、および平成 27 年 3 月高校卒業見込みのかたで、昭和 60 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれたかた。ただし、保育士は保育士資格を有するか、平成 27 年 3 月までに取得見込みのかたに限ります。

次のいずれかの一に該当するかたは、受験できません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 佐用町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の日時、場所、方法及び発表

試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、第 2 次試験は第 1 次試験の合格者に対して行います。

(1) 第 1 次試験

ア 日時及び場所

平成 26 年 9 月 21 日（日）受付 午前 9 時 10 分～同 9 時 40 分
試験 午前 10 時 00 分開始

佐用町コミュニティ防災センター（佐用消防署内）

イ 方法

第 1 次試験は、教養試験と作文試験について行います。

(ア) 教養試験は、高校卒業程度の一般教養について試験を行います。

(イ) 作文試験は、初級公務員として必要な知識及び表現力について試験を行います。

ウ 合格発表

平成 26 年 10 月上旬佐用町役場掲示板に掲示するとともに受験者に通知します。

(2) 第 2 次試験

ア 日時及び場所

平成 26 年 10 月下旬に行います。日時及び場所については、第 1 次試験合格者に通知します。

イ 方法

適性検査及び口述試験を行います。口述試験は集団討論等の方法により行います。

(3) 第3次試験

ア 日時及び場所

平成26年11月中旬に行います。日時及び場所については、第2次試験合格者に通知します。

イ 方法

口述試験を行います。口述試験は個別面接等の方法により行います。

(4) 最終合格発表

平成26年11月下旬頃佐用町役場掲示板に掲示するとともに、受験者に通知します。

3 合格発表から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちからさらに採用前に身体検査等を行い、採用者が決定されます。
- (2) 採用は、おおむね平成27年4月以降になる予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定の日から平成28年3月31日まで有効です。

4 給 与

- (1) 初任給 一般行政職 高校卒 月額 140,100円
短大卒 月額 149,800円
大学卒 月額 161,600円
- (2) 諸手当 扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等給与条例に定めるところにより支給します。

※ 給与改定があった場合等は変更があります。初任給は前歴等を考慮して決定します。

5 受験手続き及び受付期間

(1) 申込書の請求

申込書は、佐用町役場総務課で交付します。なお、申込書を郵送で請求する場合は、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込書の提出

ア 受験申込にあたっては、申込書に必要な事項を記入のうえ佐用町役場総務課へ提出し、受験票を受領してください。

イ 申込書の左上枠外()内に受験職種(事務職、保育士の別)を記入して下さい。

ウ 郵送により受験申込みをされる場合は、受験票の返送に必要な82円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

エ 受付期間は、平成26年7月1日(火)から同年8月8日(金)まで(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)で、郵送の場合は8月8日までに着信したものに限り受け付けます。

6 その他

受験手続きその他のお問い合わせは、佐用町役場総務課総務人事室(電話0790-82-2549)で受け付けます。

【郵送の場合の送り先】

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1

佐用町役場 総務課 総務人事室 職員係 あて